

🚜 消費生活トピックス 🦊



「3億円当選した」というメールが届いた!

スマートフォンに「3億円当選した」というメールが届いた。当選金を受け取る 手数料として電子マネーで 100 万円支払い、振り込んでもらう口座の情報を 伝えてしまった。

- 当選したかのようにみせかけて、登録料などを電子マネー等で支払わせ ようとする、当選商法というものです。
- メールには詳しい説明はなく、実在する事業者かどうかを確認すること が難しく、**詐欺である可能性が高い**です。



- そもそも買ったり申し込んでもいないのに、宝くじに当選することはあ りません。このようなメールが届いても無視しましょう。
- 電子マネーの番号を伝えてしまった場合は、電子マネー の運営会社に連絡し使用停止を申し出ましょう(ただし 既に使用されてしまっていた場合、被害救済は困難です)。



転売仲介サイトからチケットを購入したら、入場を断られた!

コンサートチケットを**チケット転売仲介サイト**から 15000 円で購入した。 しかし当日、本人確認ができないということで**入場を断られてしまった**。コン サート名で検索したらトップに出てきたサイトなので信用してしまった。転 売されたチケットでは入場できないと知っていたら購入しなかった。

- 入場できないだけでなく、支払いをしたのに**チケットを受け取れなかった** というトラブルもあります。
- 公式チケット販売サイトと間違えて転売サイトから購入してしまう場合 があります。
- チケット転売仲介サイト等での取引でトラブルが発生しても解決が困難 な場合があります(キャンセルできない、補償サービスが受けられない 等)。



- チケットを購入する際は公式チケット販売サイトかどうかよく確認して 購入しましょう。
- 転売チケットを購入する際は、興行チケット等の規約で転売が禁止され ていないかを確認しましょう。
- またインターネット掲示板や SNS 等で知り合った相手との転売取引の トラブルもあります。見ず知らずの相手との取引は慎重に行いましょう。
- ・「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催されます。今後 トラブルが増加する可能性があります。

困ったときや不安になったら、早めに消費生活センターに相談しましょう